

保育所への入所児童募集

平成 19 年度の入所児童を下記のとおり募集します。入所を希望される場合は、入所申込書の提出が必要となりますので、下記の受付期間内に提出してください。現在保育所に入所されている方についても、再度申し込みが必要になります。
(現在入所されている方については、保育所を通して申込書を配布します。)

○入所対象児童

保育所に入所できる児童は、長島町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当し、家庭で保育ができない 0 歳から小学校入学前の児童です。

家庭外労働	居宅外での勤務をしていること（会社員・パート等）
家庭内労働	居宅内での家事以外の仕事についていること（内職・農業等）
母親の出産等	母親が出産の前後であること（出産前後 2 カ月）
疾病・障害等	疾病等による入院・通院、または障害のある方
親族等の介護	長期にわたる病気・障害等でその介護にあたっていること
災害等	火災やその他災害の復旧にあたっていること
その他	その他町長が保育に欠けると認めたとき

○受付期間

平成 18 年 12 月 11 日（月）～平成 19 年 1 月 31 日（水）

※募集期間を過ぎて申し込みをした場合、入所できないことがあります。

※各保育所の保育士数、入所定員等の関係で入所できないことがあります。

保育園名	定員	平成 19 年度実施事業				延長保育利用料
		育児講座	学童保育	世代間交流	延長保育	
川床保育園	45		○		○	月額 2,000 円 日額 150 円
東保育園	90	○		○	○	月額 2,000 円 日額 150 円
本浦保育園	30	○		○	○	月額 2,000 円 日額 150 円
平尾保育園	60	○	○	○	○	未定
まこと保育園	60	○	○	○	○	月額 1,000 円 日額未定
指江保育園	45		○		○	月額料金なし 日額 100 円
伊唐保育園	30	へき地保育所のため、伊唐在住の方だけが入所可				

○提出書類

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 保育所入所申込書 | 5 保育できないことを証明するもの（両親の分） |
| 2 家庭状況の申立書 | ①就労しているとき⇒就労証明書 |
| 3 誓約書 | ②出産前後であるとき⇒母子手帳 |
| 4 承諾書 | ③疾病・介護等⇒診断書 |
| 6 保育料算定に必要な書類（両親の分が必要です。） | |
| ①平成 18 年分源泉徴収票または確定申告の写し | |
| ②平成 18 年度市町村民税課税証明書 | |
| ⇒②は平成 18 年 1 月 1 日現在で、長島町内に住所のなかった方だけが必要です。 | |
| ※児童が祖父母等の扶養に入っている場合は、祖父母等の①、②も必要です。 | |
| ※保育料の決定に必要ですので、①、②の提出がない場合は入所できないことがあります。 | |

【申込書類配布場所および提出先】

長島町役場 町民福祉課 指江庁舎 総管理課
TEL 0996-86-1111（内線 1118）

◇現在保育所に入所されている方は、申請書を各保育所に提出されても受け付けします。